

第 2 2 期 第 1 9 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年1月31日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	松 下 誠 四 郎
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	中 居 裕
	欠席委員	木 村 慶 造
	〃	竹 林 雅 史
	〃	尾 崎 幸 弘
〃	宮 野 昭 一	
〃	堤 静 子	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
県 側	水産振興課 副参事	三 橋 潤 一 郎
	主幹	山 形 呈 太
	主幹	東 野 敏 及
	三戸地方水産事務所 所長	石 戸 義 人
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平

4 審議の結果

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県東部海区漁場計画について（諮問）

公聴会を開催することに決定された。

議案第3号：令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第5号：東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第6号：東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第7号：東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第19回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

皆さん、改めて、新年あけましておめでとうございます。

2023年、輝かしい新春を迎え、早いもので1月の31日、強い寒波が繰り返し寒い中、委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案7件、報告事項1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、中居委員と東田委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

資料、1枚目をおめくりください、いつものように、漁業種類、漁業を営む者の資格、それから、許可すべき船舶等の数について御説明いたします。

2ページ目からずっと続きますが、小型いか釣り漁業、するめいかでございます。

2ページ目は、青森県の漁業者ということで、281隻となっております。

続いて3ページ目に参ります、3段に分かれておりまして、上段は北海道の漁業者144隻、中段が秋田県の漁業者5隻、下段が山形県で3隻となっております。

4ページ目に参ります、上段が石川県で4隻、中段が福井県で5隻、下段が鳥取県で5隻となっております。

5ページ目に参りまして、島根県1隻、長崎県4隻となっております。

更に6ページ目にいきまして、岩手県26隻、宮城県6隻、千葉県1隻です。

7ページ目が、新潟県1隻となっております。

続いて8ページを御覧ください、機船手繰網漁業、いわゆる、かけまわし漁業でございます、八戸市に住所を有する者で1隻となっております。

飛ばしまして10ページ目に参ります、こうなご光力利用敷網漁業でございます、上段、東共第6号ということで、八戸鮫浦漁協で2隻、2段目が、八戸みなと漁協で1隻、それから、3段目は、東共第20号、泊漁協で35隻、次が、白糠漁協で22隻となっております。

11ページに参ります、上段から、小田野沢漁協で2隻、次が、尻労漁協で6隻、3段目が、尻屋漁協で20隻、次、岩屋漁協で3隻、それから一番下の野牛漁協で22隻となっております。

12ページにいきまして、上段が、風間浦漁協下風呂支所で8隻、最後が、風間浦漁協易国間支所で4隻となっております。

13ページに参ります、底建網漁業です、東通村大字尻労に住所を有する者で3人、下段は、東通村大字猿ヶ森に住所を有する者で4人となっております。

14ページに参ります、あわび潜水器漁業でございます、一番上は、東共第1号ということで、階上漁協で6人、2段目は、八戸市南浜漁協で6人、3段目は、三沢市漁協で1人、それから、次が八戸市に住所を有する者となっておりますが、3段に分かれていまして、最初が、八戸鮫浦で5人、次が、八戸みなと漁協で1人、それから15ページに続いておりまして、市川漁協で1人となっております。

15ページ、2段目は、東共第19号ということで、泊漁協で1人、その次が白糠漁協、小田野沢漁協で3人となっております。

続いて、尻労漁協で1人、その次が東共第25号ということで、尻屋漁協で1人、次が岩屋漁協1人、それから野牛漁協1人、その次が石持漁協1人となっております。

続いて、なまこ潜水器漁業でございます、階上漁協で6人、八戸市南浜漁協で6人、三沢市漁協で1人、このページの一番下は八戸鮫浦漁協で5人、16ページにいきま

して、八戸みなと漁協1人、市川漁協1人となっております。

その次が、東共第19号は泊漁協で1人、その次、白糠漁協、小田野沢漁協で3人、尻労漁協で1人、尻屋漁協で1人、岩屋漁協1人、野牛漁協1人、石持漁協で1人となっております。

17ページに参ります、なみがい、ほたてがい潜水器漁業で、階上漁協1人、それから次が、うに、ほや、わかめ、こんぶ潜水器漁業で、階上漁協6人。

その次が、うに、ほや、えらこ、かき、むらさきがい、わかめ、こんぶ潜水器漁業で、八戸市南浜漁協で6人。

次が、うに、ほや、えらこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、まつも潜水器漁業で、三沢市漁協1人。

次が、うに、ほや、えらこ、たこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、あかぼぎんなんそう、えぞぼら、むらさきいがい、あかざらがい潜水器漁業で、八戸鮫浦漁協5人となっております。

続いて、18ページです、うに、ほや、えらこ、いわがき、むらさきいがい、あかざらがい潜水器漁業で、八戸みなと漁協で1人。

うに、ほや、えらこ潜水器漁業、市川漁協で1人。

それから、うに、ほや潜水器漁業は、泊漁協が1人、白糠小田野沢漁協で3人、尻労漁協で1人となっております。

19ページに続きまして、尻屋漁協で1人、岩屋漁協1人、石持漁協1人となっております。

最後、うに、ほや、かき潜水器漁業ということで、野牛漁協1人となっております。

以上で、県からの補足説明の方を終わります。

御審議の方、よろしく願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

議案第2号「青森県東部海区漁場計画について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、昨年11月29日付け、青森県水産振興課長からの事前協議の依頼により、12月13日に開催した第22期第2回東部委員会の協議会において、委員の皆様から御審議いただいておりますが、今回、正式に県知事から諮問がありました。

資料1を御覧ください、県知事からの諮問文です、件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区漁場計画について（諮問）、このことについて、漁業法第64条第4項の規定に基づき別途のとおり諮問します。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであります。今回、諮問のあった漁場計画の内容等の詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山形主幹

はい、会長。

会 長

山形主幹。

水産振興課 山形主幹

それでは、議案第2号、東部海区漁場計画の諮問につきまして、説明させていただきます。

お配りしている資料なんですけれども、資料の1が、今回諮問させていただく、青森県東部海区漁場計画の案、本体になります。

これが51ページありまして、それから資料1の2が漁場計画に対応する各漁場の図面ということになりまして、これは、1ページから94ページまでございます。

それから、資料1の3なんですけれども、これは、参考資料ということになるんですけれども、今回の漁業権切替えに係る基本方針、それから、共同、定置、区画、漁業権種類別の一覧表、一番最後にA3の用紙になるんですけれども、計画概要図ということで、図面1枚に全ての漁場を掲載したものが付いておりまして、これで計18枚になります。

東部海区漁場計画につきましては、先月の協議会で内容を一通り説明させていただいておりますので、今回は、その時点からの変更点を説明させていただきます。

前回の協議会も関係機関との協議ということで、港湾部局とか、あるいは海上保安部とか、そういった機関との協議を行いました。

その協議の結果につきましては、漁場計画の内容を変更しなければならないということで整理した箇所はありませんでしたので、計画自体については、一緒ということになります。

ただ、ちょっと細かい点なんですけれども、資料1の3ページ目を御覧いただきたいんですけれども、公示番号の5、東共第5号のページですね、3ページなんですけれども、このページの一番最後に(5)関係地区という項目があるんですけれども、この記載内容に誤りがある旨、関係漁協から申し出がございましたので、その関係で、今回、訂正しております。

同様の記載が、次のページの東共第6号と、それから区画の方の東区第9号という、後ろの方のページになるんですけれども。40ページですね、なるんですけれど、東区第9号にも同様の項目がございまして、そのため、同じように関係地区の記載を訂正しております。

前回協議会の時点から変更しているのは、東共5、6と東区第9号の関係地区の記載だけということで、その他の点については、変更しておりません。

結果といたしましては、共同漁業権につきましては、第3種、地引網について継続要望の意見書提出のあった1漁場を除き、全て削除したほかは、全て現行どおり計画しておりまして、定置漁業権につきましては、要望が無かった2漁場、これを除き、現行どおり計画しています。

区画漁業権につきましては、要望のなかった2漁場を削除しまして、その他、新たな区画ということで2か所、再掲になるんですけども、そこに2か所、新規決定するほかにつきましては、全て現行どおりの計画という内容になっております。

議案第2号に関する説明は以上になります。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、御質問、御意見もないようですので、この諮問については、来月行われる公聴会での関係者の意見も集約して、次回の委員会で最終的に県に答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのように決定することにします。

なお、公聴会の日程等について、事務局から案を説明願います。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

公聴会の開催内容について説明いたします。

今回の諮問を受け答申するにあたり、漁業法による規定に基づき公聴会を開催しなければならないとされておりますが、この公聴会は、東部及び西部海区漁業調整委員会で定めた公聴会に関する手続き規程の定めにより開催することとなります。

資料2を御覧ください、これは、公聴会開催に関する公示の内容です、一部省略し

て読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会公示第1号、漁業法第64条第5項の規定により、青森県東部海区漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する、令和5年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

一、開催期日及び開催場所、1、開催期日、令和5年2月21日、午後1時30分。

2、開催場所、青森市新町1丁目11の22、アラスカ会館「エメラルドの間」。

二、公述者の範囲、1、漁業権者から5番まであります。

三の漁場計画の内容等、漁場計画の内容等は、次の場所に備えておいて縦覧に供する、1から38の関係市町村、関係漁協、県漁連及び県関係の海区委員会の事務局としております。

次の四になりますが、その他です、このその他につきましては、今回の漁業法の改正に伴いまして、漁業法の施行規則も改正されております。これにより、規定された事項になります。

読み上げます、漁業法施行規則第23条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和5年2月14日までに青森県東部海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

以上の案の内容で公示することになります。

事務局からの説明は以上ですが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします、よろしくをお願いいたします。

会 長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

御質問、御意見はありませんですか、ないですか。

御質問、御意見もないようですので、事務局から説明があった内容で公聴会を開催することで御異議ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのように決定し、原案どおり公聴会を開催することにします。

なお、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

また、公聴会の当日には、本日の議案第2号関係書類一式を忘れないで持参くださるよう、お願いします。

次の議案に入りますが、会議時間短縮のため、議案第3号「令和5管理年度におけ

るくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」及び「令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは説明いたします、まずは、議案第3号につきまして資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文です、件名及び本文を読み上げます。

令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について、くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和4年12月13日付け4水管第2918号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、今回の諮問は、国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を求めているものであります、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

続いて、議案第4号を説明いたします、議案第4号の資料を御覧ください。

県知事からの諮問文です、件名及び本文を読み上げます、令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について、くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後、報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであります。

また、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

会 長

次に県からの説明をお願いします。

水産振興課 東野主幹

はい、会長。

会 長

はい、東野主幹。

水産振興課 東野主幹

水産振興課の東野です。着座にて御説明させていただきます。

まず、令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分についてなんですが、これは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の最初の基本的な配分の数量でございます。

農林水産大臣から、令和4年12月13日付けで通知がございました。裏面を御覧ください。

くろまぐろ（小型魚）に関しましては286.6トン、くろまぐろ（大型魚）に関しましては506.3トンということで、国から通知がきております。

この数字を知事管理漁獲可能量として定めるにあたり、委員会に意見を求めるものでございます。

なお、この数量に関しましては、昨年、対面及びオンライン方式で開催された意見交換会において国から説明があり、今年度の国際会議において、特に増枠の話というものが議論されなかったことを踏まえて、大型魚、小型魚共に令和4管理年度、今の管理年度の当初配分と同数量にしたということで国から説明がございました。

続きまして、次の令和5管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問についての説明ですが、これは、今、示しました当初配分を今後、国からきた追加配分や都道府県間との融通を行った際、知事管理漁獲可能量の公表を変更する必要があります。その際、漁業法では、貴委員会の意見を聴く必要がございますが、漁業法第124条に基づく協定の協定管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きをし、手続き後に報告することで、これらの作業を迅速に進めるということについて、委員会に意見を求めるものでございます。

なお、この事前諮問の内容に関しましては、令和4管理期間と同様の内容となっております。

県からの報告説明は以上となります、御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見が

ありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

御質問、御意見もないようですので、議案第3号及び第4号については、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

それでは、議案第3号及び第4号は諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続いて、議案第5号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について」、議案第6号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について」、及び議案第7号「東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第5号につきまして、資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営安定のため、令和5年1月6日付けで発せられた依頼文書です。

内容は、昨年と同じとなっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2を御覧ください、これは令和5年度における当委員会の指示案です。

前段のみを読み上げます、青森県東部海区漁業調整委員会指示第1号、青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

この指示内容は、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて、昨年と同様であり、階層別の集魚灯の合計光力は御覧のとおりで、加えて20キロワット以内の作業灯を認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、5トン未満船のいか釣り漁業について、平成3年度以降承認制とし、委員会指示を発動してきているものです。

資料1を御覧ください、令和5年度漁期における指示案です。

前段のみ読み上げます、青森県東部海区漁業調整委員会指示第2号、青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

以下、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。

次に資料2を御覧ください、令和5年度のいか釣り漁業操業承認事務取扱要領案です。

昨年度との変更点は、様式まで含めまして、年次に係る部分を1年更新した部分となります。

また、6ページの様式、第4号様式、船橋楼に表示する標識の地形図の色を令和5年度は赤色としました。

続いて議案第7号の説明をします、これは、いか釣りを本業とせず、自らの釣り餌用として使用するスルメイカの採捕のための操業承認であり、平成23年度から指示を発動しているものです。

資料1を御覧ください、令和5年度漁期における委員会指示案です。

前段のみ読み上げます、青森県東部海区漁業調整委員会指示第3号、青森県東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会、会長、松本光明。

内容につきましては、年次に係る部分を1年更新した以外は、前年度と同じものとなっております。

資料2を御覧ください、事務取扱要領案です、これも昨年度との変更点は、様式まで含めまして年次の部分を1年更新したのみ変更となっております。

次に資料3を御覧ください、これは、議案第6号にも関連しますが、事務及び着業を円滑に進めるための内規となっております。

1の(1)は、適正な申請があった場合、アのケースは、前年度実績船について委員会の付議を不要とすること。

イからカまでのケースは、委員会が事情やむを得ないと認め、会議に付することを省略して承認事務を進めてよいものとしているものです。

(2)は、前年度の承認内容や業界団体取り決め事項に対し違反等した場合の処理、

(3)は、承認隻数枠の設定、(4)は、既に承認実績を有する者が東部西部の他の海区に操業区域を拡大する場合、新規扱いとしないこと、及び県外船について、陸揚げ同意の有無による扱いを規定しているものです。

2につきましては、自家用釣餌用いか釣り漁業についての規程ですが、ほぼ本業のいか釣り漁業の操業承認に準ずる内容となっております。

以上が議案3件に係る事務局からの説明となりますが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

会 長

県から補足等があればお願ひします。

三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

この件につきましては、県の方から補足説明はございません。

よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願ひします。

御質問、御意見はありませんですか。

御異議なしと認め、それでは、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第5号、第6号及び第7号は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

①の「知事管理漁獲可能量の変更について(青森県くろまぐろ(大型魚)漁業)」について、県側から報告をお願ひします。

東野主幹。

水産振興課 東野主幹

着座にて御報告させていただきます。

特定水産資源であるくろまぐろに係る漁獲可能量の変更について御報告させていただきます。

お配りしております資料の報告資料①を御覧ください。

これは、令和4管理年度、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、今の管理年度の漁獲可能量を変更したと、大型魚について変更したものでございます。

令和4年12月12日付けで、県は、漁業法第16条第5項によって準用する、同

条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表いたしました。

変更内容の概要につきましては、30キログラム以上の大型魚が605.9トンから589.9トン、16トン減っている内容となっております。

これについては、令和3管理年度、昨年度に本県において漁獲報告漏れがございまして、未報告となっていた大型魚54.9トンのうち、最終漁獲枠を超過した14.7トンと令和4管理年度に消化率メリット分として、本県に追加配分されている1.3トンを合わせた、合計16.0トンを今の令和4管理年度の本県知事管理漁獲可能量から差し引くように国から通知を受けて返還したことによるものでございます。

県からの報告説明は以上となります。

会 長

県側からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

御質問、ありませんか。

ないようですので、以上、本日予定していた議事が全て終了しましたので、これをもって第22期第19回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時13分